

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画と一体的に策定し、本市の障害福祉施策全体の方向性を定めた「第3期羽曳野市障害者計画（後期計画）」では、「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」を基本理念として掲げています。この基本理念は、障害福祉計画、障害児福祉計画においても共通するものであり、障害福祉サービスと障害児支援サービスの計画的な体制整備と充実を通じて、基本理念の実現をめざします。

2 基本的視点

（１）障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の一員として誰もが尊重される社会の実現に向けて、障害福祉サービスの基盤を充実させることで、社会的障壁の除去・軽減を図る必要があります。サービスの利用にあたっては、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援することで、社会参加の促進を図ります。

（２）障害や生活の状況に応じたニーズへの対応

障害福祉サービスは、それを必要とする人が、障害の状況や生活支援の必要性に応じて、主体的に利用できるものであることが必要です。誰もが必要な支援を受けられるよう、サービスの周知をすすめるとともに、相談支援等を通じて、サービス利用を促進します。従来制度の谷間にあった、発達障害や高次脳機能障害のある人、難病患者等についても、必要な支援を受けられるよう、情報提供をすすめます。

（３）地域生活への移行とその継続に対する支援の強化

共生社会の実現には、障害のある人が必要な支援を受けつつ、自立した生活を地域で継続していける環境整備が求められます。生活と就労を支えるサービスや相談支援の充実をすすめ、自立した生活の開始・継続を支援します。また、広く市民や地域団体、事業所等に対し、差別の禁止や社会的障壁の除去、共生社会の実現について、啓発をすすめます。

（４）障害児支援の充実

2016（平成28）年の児童福祉法の改正により、地方自治体においては障害児福祉計画の策定による、障害児支援の計画的な整備・充実が求められています。障害のある児童とその家族が、安心して生活・学習を続けることができ、一市民としての力を伸ばしていける環境整備が求められています。これまで不十分だった医療的ケアの必要な児童へのサービス提供体制の整備等、障害児支援のさらなる充実に取り組みます。

3 障害福祉計画における成果目標

障害福祉計画の策定にあたっては、地域移行の促進や就労支援の強化等について、国の定める基本指針において、成果目標を数値等で示すことが求められています。本計画においても、国の基本指針や大阪府の考え方と本市の状況に基づき、次のように成果目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 本計画での目標

共生社会の実現に向け、福祉施設に入所している障害のある人の地域生活への移行と、施設入所者数の削減に取り組めます。

国が示した基本指針では、2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数の 9 %以上が地域生活へ移行することと、2020 年度末の施設入所者数を 2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数から 2 %以上削減することが基本的な目標水準とされています。また、大阪府においても国基準に沿った目標設定とすることが示されています。

本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目標値	考え方
施設入所者の地域生活への移行数(計画期間中)	8人	2016(平成 28)年度末時点の施設入所者 69 人の9%以上に設定
施設入所者の削減数(2020 年度末時点)	1人	2016(平成 28)年度末の施設入所者 69 人の2%以上に設定

※2016（平成 28）年度末時点の施設入所者の人数は、障害児入所施設に入所する年齢超過者を除く人数。

② 目標達成に向けた取り組み

福祉施設の入所者の地域生活への移行を促進するために、移行後の生活の確保として、共同生活援助（グループホーム）の新規整備促進に取り組めます。障害者の地域生活の場として整備のニーズが高いことから、障害福祉サービス事業所と連携した取り組みを推進します。また、一人暮らしの障害のある人への支援や、地域の理解促進にも取り組めます。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 本計画での目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、入院中の精神障害のある人の地域生活への移行について、大阪府と連携して地域における取り組みを推進します。

国の指針においては、2020 年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会等の保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが目標として示されています。大阪府においても同様の目標設定となっています。

本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目 標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	2020 年度までに、精神障害のある人の地域移行や地域定着について、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

② 目標達成に向けた取り組み

地域自立支援推進会議の専門部会として、精神障害のある人の地域移行や地域定着のあり方について協議する場を設置することを基本として取り組みます。

また、本市としての目標設定は行いませんが、大阪府が目標設定する精神病床における長期入院患者数の削減や早期退院率の向上に向け、大阪府と連携して地域での生活の場の確保や就労支援等に取り組みます。

（３）障害者の地域生活の支援

① 本計画での目標

障害のある人の地域生活への移行を支援するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けることのできる体制の整備に向け、国の基本指針において、地域生活支援拠点等を 2020 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを目標とすることが示されています。ここでいう地域生活支援拠点等とは、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、共同生活援助（グループホーム）への入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の 5 つの機能を備えるもので、拠点施設の整備ではなく、地域の複数の支援拠点が連携して、これらの機能を総合的に担う体制整備（面的な整備）も可とされています。

大阪府においても同様に、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することを目標として設定することが示されています。

本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備 (本計画期間中)	市内の支援機能の連携をすすめるとともに、不足している機能の整備を推進し、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を面的に整備します。

② 目標達成に向けた取り組み

本市の状況を踏まえると、新たな支援拠点施設の整備は現実的ではないため、障害福祉サービス事業所を含む既存の支援機関の機能を統合・連携し、地域生活支援拠点等の面的な整備に向けた取り組みをすすめます。そのうえで、中核的な役割を担う基幹相談支援センターの整備が重要な課題となっています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 本計画での目標

障害者の経済的な自立と社会参加の促進に向け、福祉施設を利用している障害のある人の一般就労への移行の促進に取り組みます。国の基本指針においては、2020 年度中に一般就労に移行する者を、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすること、2020 年度末における就労移行支援事業の利用者数を、2016（平成 28）年度末における利用者数から 2 割以上増加させること、2020 年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標として設定することが示されています。また、新たな支援サービスとして 2018（平成 30）年度より開始される就労定着支援事業について、1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることが基本とされています。

大阪府においては、一般就労移行者数について、2020 年度末までに福祉施設（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じて一般就労に移行する者を、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績の 1.3 倍以上（1,700 人以上）とすることを府全体の目標として設定しており、市町村ごとに案分した目標数値が示されています。

本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目標値	考え方
福祉就労から一般就労への移行者数(2020 年度)	24 人	大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づいて設定
就労移行支援事業の利用者数(2020 年度)	42 人	2016(平成 28)年度末の利用者数 35 人から2割以上の増加として設定
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合(2020 年度)	5割以上	市内就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とします。
就労定着支援事業の1年後の職場定着率(2020 年度)	8割以上	就労定着支援開始後1年後の職場定着率を、就労定着支援利用者の8割以上とします。

② 目標達成に向けた取り組み

障害者の一般就労への移行に関する目標の達成に向け、改正障害者雇用促進法の規定等を踏まえ、障害者雇用の拡大に向けた啓発や情報提供による企業の理解促進を図るとともに、南河内北障害者就業・生活支援センターやハローワーク、就労移行支援事業所等と連携した取り組みを推進します。また、市役所等における障害者雇用の促進に取り組みます。

(5) 福祉就労施設の工賃の増額

就労継続支援B型事業所の工賃の平均額について、大阪府が独自に成果目標を設定することとしているため、本市においても市内の個々の事業所において設定した目標額を踏まえ、2020年度の目標工賃を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目標値	考え方
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額(2020 年度)	11,300 円	市内の個々の事業所が設定した目標工賃の平均値

4 障害児福祉計画における成果目標

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

① 本計画での目標

国の基本指針においては、2020 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置を求めています。また、各市町村あるいは各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2020 年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とすることが示されています。大阪府においても、国基準に沿った目標設定がされています。

本市においては、すでに南河内北圏域（羽曳野市・藤井寺市・松原市）に児童発達支援センターが整備されています。また、保育所等訪問支援についても、1か所以上のサービス提供事業所が存在し、サービス利用できる体制が整っています。今後も児童発達支援センターについて、運営団体との連携による支援の充実を図るとともに、保育所等訪問支援のさらなる利用促進に向けたサービス提供体制の充実に努めます。

(2) 重症心身障害児への支援

① 本計画での目標

国の基本指針においては、2020 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独での確保が困難な場合、圏域での確保が求められています。

大阪府においては、府内の重症心身障害児数約 2,400 人を、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除した箇所数を参考にして、大阪府の 2020 年度末までの事業所数の目標値が設定されており、これを各市町村の対象児童数に応じて按分した数が示されています。

本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目標値	考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数 (2020 年度末時点)	1か所	大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づいて設定
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 (2020 年度末時点)	1か所	大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づいて設定

② 目標達成に向けた取り組み

重症心身障害児や医療的ケアを必要とする障害児が利用可能なサービスについて、地域のバランスを考慮した質・量の確保に取り組めます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

① 本計画での目標

国の基本指針においては、2018（平成 30）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが基本とされています。大阪府からも、府と市町村で構築してきた重症心身障害児者地域ケアシステムを活用すること等により、国基準に基づいた目標設定が求められています。

本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目 標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 (2018(平成 30)年度末まで)	医療的ケアが必要な障害児の支援について、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を 2018(平成 30)年度末までに設置します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、2018(平成 30)年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置します。

② 目標達成に向けた取り組み

協議の場に求められる機能や参加すべき機関等について、大阪府等と連携して検討をすすめ、現在ある地域自立支援推進会議の部会の充実を図る方向で早期の設置をめざします。

5 活動指標の算定方法

成果目標の達成に向けて、地域移行や一般就労移行をめざす障害のある人の支援に取り組むと同時に、活動指標となる障害福祉サービスの利用見込量を次章で示します。サービス見込量の算出は、基本的に以下の考え方に沿って行っています。

①2015（平成 27）年度～2017（平成 29）年度の障害福祉サービスの利用実績から、障害種別ごとに一人あたりの利用量（月あたり時間・日数）、手帳所持者に対するサービス利用率を算出。



②2009（平成 21）年度以降の手帳所持者数の動向から、本計画の計画期間（2018（平成 30）年度～2020 年度）における障害者数の見込みを算出。



③障害者数の見込みとサービス利用率から、計画期間における各サービスの利用者数見込みを算出。



④サービス利用者数見込みに一人あたりの利用量を乗じ、障害種別ごとに算出された数値を合算して、各サービスの自然体推計量を算出。



⑤地域移行支援や就労支援等の施策目標に基づいて必要となるサービス量を推計し、自然体推計量に合算。近年の利用の動向や各種調査等において示された潜在的ニーズによる利用の増減を可能な限り見込んだうえで、サービス見込量を決定。